

湯前町省エネ家電買換促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 湯前町は、エネルギー消費性能の優れた家電製品（一般消費者が通常生活の用に供する電気製品をいう。）（以下「省エネ家電製品」という。）の普及促進することにより、家庭における温室効果ガスの排出量及び電力消費量の削減を図るため、設置済家電製品を省エネ家電製品に買い換え、これを設置する（以下「省エネ家電買換え」という。）者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、湯前町補助金等交付規則（令和8年湯前町規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有し、かつ、自らが居住している町内にある住宅に省エネ家電製品を設置する世帯主であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (3) 本人及び同一世帯員全員が町税等を滞納していないこと。

(補助対象となる省エネ家電製品)

第3条 補助金の交付の対象となる省エネ家電製品は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、新品（未使用品）であるものに限る。

- (1) エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置（平成18年経済産業省告示第258号。以下「国告示」という。）1—3(1)の規定による多段階評価点が3以上のエアコンディショナー
- (2) 国告示2—3(1)の規定による多段階評価点が3以上の照明器具
- (3) 国告示7—3(1)の規定による多段階評価点が3以上の電気冷蔵庫

(補助対象要件)

第4条 補助金の交付は、次の各号の全ての要件を満たす省エネ家電買換えとする。

- (1) 令和8年5月1日以降に購入した新品の省エネ家電製品への買換えであること。
- (2) 令和8年度中に製造から6年を経過する設置済み家電であること。
- (3) 省エネ家電製品は、人吉球磨管内に所在する店舗又は個人事業主から購入するものであること。
- (4) 買い換えた省エネ家電製品が営利目的に使用するものでないこと。
- (5) 国又は地方公共団体が行う他の補助制度による補助を受けないこと。
- (6) 補助金の交付は、1世帯につき5万円を上限とし1回限りとすること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、省エネ家電製品買換えに要する経費（設置工事に要する経費を含み、消費税及び地方消費税を含む。）とし、運搬料、買い換える前の設置済家電製品の撤去及びリサイクル処理に要する費用は含めない。

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た金額とし、5万円を上限とする。ただし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、湯前町省エネ家電買換促進補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 購入する省エネ家電製品等の本体価格等及び規格や型番等が記載された見積書の写し
- (2) 買い換える前の設置済家電製品の型番及び製造年が記載されている表示ラベル等の写真
- (3) 世帯全員の未納がない証明書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金交付の決定及び通知)

第8条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定し、湯前町省エネ家電買換促進補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知を行い、適当でないとき認めるときは、湯前町省エネ家電買換促進補助金不交付決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(財産の処分制限)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、交付決定を受けた日の翌日から起算して6年以内に、当該交付決定に係る省エネ家電製品を補助金の交付の目的に反して使用し、販売し、譲渡し、交換し、貸し付け、売却、処分又は担保に供してはならないこと。ただし、町長の承認を得た場合は、この限りでない。

(補助金の変更交付申請)

第10条 補助対象者は、申請内容に変更がある場合は、湯前町省エネ家電買換促進補助金変更交付申請書(様式第4号)に変更事由及び変更内容を確認することができる書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による承認をしたときは、湯前町省エネ家電買換促進補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助対象者は、事業が完了したときは、湯前町省エネ家電買換促進補助金実績報告書(様式第6号。以下「報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 購入した省エネ家電製品等の領収書の写し
- (2) 製造事業者が発行する保証書の写し
- (3) 購入した省エネ家電製品等の設置状況が分かる写真
- (4) 買い換える前の設置済家電製品の家電リサイクル券(排出者控え)の写し(ただし、第3条第2号の規定による照明器具を除く)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 実績報告書の提出は設置が完了した日から起算して30日又は令和9年1月末日のいずれか早い日までとする。

(補助金の確定)

第12条 町長は、前条の報告書を受領した場合において、事業の成果が、補助金交付決定の内容に適合するものであると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、湯前町省エ

ネ家電買換促進補助金確定通知書（様式第7号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 補助対象者は、補助金を請求しようとするときは、交付決定通知書を受理した日から起算して30日以内に、湯前町省エネ家電買換促進補助金交付請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第14条 町長は、補助対象者が、偽り其他不正な手段により交付を受けたときは、当該交付決定を取消し又は変更することができる。

2 町長は、前項の取消し又は変更の決定を行った場合には、その旨を、湯前町省エネ家電買換促進補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により通知するものとする。

3 前2項の規定は、第12条の規定により補助金の額が確定した後においても適用するものとする。

（補助金の返還）

第15条 町長は前条の規定により補助金の交付決定を取消し又は変更した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 町長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の返還期限を延長することができる。

（状況調査）

第16条 町長は補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助対象者に対して報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。

（雑則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

